

# 高知県内広域消防相互応援協定

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 相互応援
- 第3章 連絡会議
- 第4章 経費負担
- 第5章 雑則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、高知県内において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）が、それぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

### (協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、高知県全域とする。

### (災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」と総称する。）で、他の市町村等の応援を必要とするものとする。

### (県の役割)

第4条 高知県知事（以下「知事」という。）は、必要に応じ、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長及び応援する他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に対して指導及び連絡調整を行う。

### (他の応援協定との関係)

第5条 この協定と市町村等が独自に結んでいる相互応援協定又はこの協定締結以後において結ばれる相互応援協定（以下「特別協定」と総称する。）との内容が異なっている場合又はそごをきたす規定がある場合は、当該市町村等において特別協定が優先する。

## 第2章 相互応援

### (応援要請)

第6条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、発災市町村等の長が次の各号のいずれかに該当すると判断する場合に、他の市町村等の長に対して行う。

- (1) 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合

- (2) 発災市町村等の消防力のみによっては、災害防ぎょが著しく困難であると認める場合
  - (3) 災害を防ぎょするため、他の市町村等が保有する車両、資機材等が必要であると認める場合
  - (4) 気象庁から特別警報（気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の2に規定する警報をいう。）が発令され、災害が発生するおそれがある場合
- 2 応援要請は、次の各号に掲げる事項を明確にして行う。
- (1) 災害種別
  - (2) 災害発生の日時及び場所
  - (3) 応援の所要人員並びに車両、機械器具、消火薬剤等の種別及び数量
  - (4) 応援部隊の集結場所
  - (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援部隊の派遣等）

第7条 応援要請を受けた市町村等（以下「被要請市町村等」という。）の長は、特別理由がない限り応援を行う。

- 2 被要請市町村等の長は、応援部隊を派遣するときは、出発日時及び応援部隊の最高責任者（以下「応援隊長」という。）の名前等必要な事項を遅滞なく発災市町村等の長に通報する。
- 3 被要請市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報する。

（応援の特例）

第8条 応援要請がない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、市町村等の長は、応援部隊を派遣して応援することができる。

- (1) 発災市町村等との境界上又はその隣接地域での災害で、その内容から判断して、緊急に応援の必要があると認めた場合
  - (2) 通信網の途絶等で発災市町村等との連絡がとれない場合で、応援の必要があると認める場合
- 2 前項の場合、応援市町村等の長又は応援隊長は、できる限り速やかに発災市町村等の長に連絡する。

（応援部隊の指揮）

第9条 応援部隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊長を通じて行う。ただし、緊急の場合は直接応援部隊の隊員に対して行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の場合において連絡が復旧するまでの間は、応援隊長は、発災市町村等の長の指示を待たず応援部隊を指揮し、活動することができる。

（応援要請の手続等）

第10条 この協定に基づく応援要請等の手続については別に定め、その関係文書は提出がなされた日から5年間保管するものとする。

### 第3章 連絡会議

（連絡会議）

第11条 この協定に係る事務の円滑な推進を図るため、必要のつど、協定機関間にお

いて、連絡会議を開くことができる。

(連絡事項)

第12条 連絡会議は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 消防相互応援に関する事。
- (2) 市町村等の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関する事。
- (3) 協定市町村等間の消防演習に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要な事項。

#### 第4章 経費負担

(経費負担)

第13条 応援に要した次の各号に掲げる費用は、それぞれ当該各号に定めるところにより負担する。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職団員の報酬等に要する費用 原則として応援市町村等
  - (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等の重要事項 当事者において協議の上、決定する。
  - (3) 前2号に掲げる経費以外の経費 原則として発災市町村等
- 2 前項に定めるもののほか、特別な事情等により負担が生じた場合は、当事者間において協議の上、決定する。

#### 第5章 雑則

(疑義)

第14条 この協定について疑義を生じたときは、当事者間において協議の上、決定する。

- 2 前項の協議において、必要なときは県において調整を図ることができる。

(委任)

第15条 この協定の実施について必要な事項は、市町村等の長が協議の上、別に定めることができる。

(改廃)

第16条 この協定の改廃は、知事及び市町村等の長が協議の上、行う。

(協定の効力発生日等)

第17条 この協定の効力は、令和6年4月1日より発生する。

- 2 平成8年2月29日付けで知事及び全ての市町村等の長との間で締結した高知県内広域消防相互応援協定は、令和6年3月31日をもって廃止する。

附 則

この協定は、知事及び全ての市町村等の長の同意をもって施行する。